

千舟町通りと



花園町通りに



自転車の通行帯を設置します！

歩行者と自転車の安全・快適な移動空間の確保を目指し、
松山市中心部の「千舟町通り」と「花園町通り」に、自転車の通行帯を設置する社会実験を行います。

実施期間：2011年1月20日(木) ▶ 2月20日(日)



松山自転車活用推進協議会

特定非営利活動法人まちづくり支援えひめ、東京大学、愛媛大学、国土交通省松山河川国道事務所、愛媛県警、愛媛県、松山市、伊予鉄道株式会社、
千舟町3・4丁目町内会、榎町町内会、花園町東通り商店街、花園町西通り商店街振興組合

お問い合わせ

まちづくり支援えひめ

国土交通省松山河川国道事務所

TEL 089-924-2226

TEL 089-972-0415

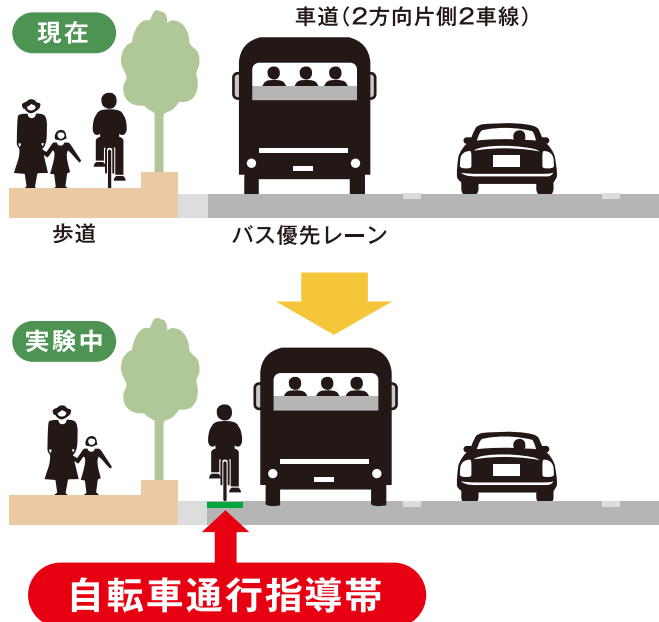
E-mail machizukurishien@mb.pikara.ne.jp

E-mail matuya45@skr.mlit.go.jp

実 施 内 容

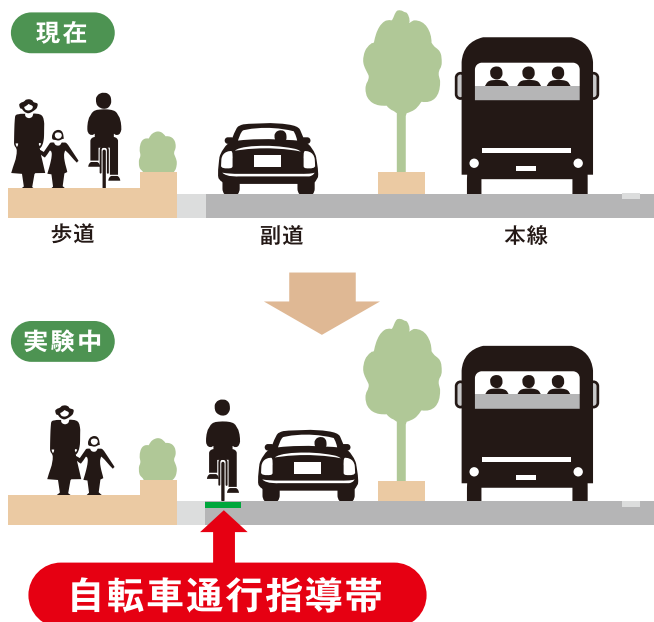
千舟町通り

バスの優先レーン上に、
自転車の通行帯を路面標示で明示します！



花園町通り

副道の左端に、
自転車の通行帯を路面標示で明示します！



自転車の通行ルールを守りましょう！

自転車の安全利用5則



自転車は車道走行が原則！歩道は例外
車道では前後左右の車の動きに注意しましょう。また同じゾーンを走行するバイクにも注意を払う必要があります。



車道を走る場合は、左側を走行

車道の左端に沿って走りましょう。たまに車道の隅を逆走してくる自転車がありますがこれは最も危険な行為です。左側走行を徹底することが事故を未然に防ぐ最大の方策です。



歩道を走る場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行

13歳未満の子供と70歳以上の方または、一定の要件を満たす障害者の方が運転する自転車は歩道を通行することができます。



安全ルールを守る

二人乗り・並進・飲酒運転の禁止 / 夜間ライト点灯 / 交差点での一時停止・安全確認等々。ルールを守ることが快適な自転車環境をつくることの基本となります。



13歳未満の子どもはヘルメット着用

児童や幼児が自転車を運転する時や補助イス等に同乗させる時は、保護者が責任を持ってヘルメットの着用をさせましょう。